

はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会 〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル3階
TEL03-5395-2631 FAX03-5395-2831

第4回「通院対策委員会」開催される

通院対策委員会は昨年12月21日都内で第4回会議を開催し、改正道路運送法の登録を要しない要件（いわゆる「無償」）について、全腎協としてどのように「無償」を考えるか、およびボランティア送迎実施団体への費用助成についてを中心に、活発な議論を行いました。

送迎実施団体への助成については、助成拡充の要望がよせられていること

を受けて、「ボランティア運転講習会助成金」助成額拡大と、新規助成の設置についてが討議されました。しかしながら、道路運送法改正からまだ日が浅く、法制度に未確定部分が多い点などを考慮した結果、当面は現行助成制度を維持し、適宜検討を行うことが確認されました。「無償」については、より深い議論の必要性が確認され、再討議案件となりました。

駐禁除外ステッカー関連パブコメ 警察庁へ提出

全腎協は、警察庁「駐車規制及び許可制度の運用の見直し概要」パブリックコメント募集に対し、除外指定車標章（駐禁除外ステッカー）を車両への交付から障害者本人への交付に変更する方針内容に対し、一定の評価をするパブリックコメントを提出しました。

これは、交付対象見直しが、昨年8月に全腎協が行った警察庁への要請に沿うものである点の評価したものです。

同概要によれば、標章関連の法改正は6月めど実施予定とのこと。詳細について発表があれば、「はーと・なび」でもお伝えしていきます。

全腎協提出のパブリックコメント（骨子）

1. 交付対象を車両から身体障害者等本人に改めることについて、通院困難者の移送拡充につながるという観点から、これに賛同します。当該見直しをもとに、すみやかに必要法規の改正が行われることを希望します。
2. 標章の交付には、内部障害の特性について十分ご配慮下さるように、周知・指導の徹底をお願いします。
3. 標章の交付要件に地域格差が出ないように、周知・指導の徹底をお願いします。

各地のトピックス

北九州「さわやか」創立10周年 記念式典・祝賀会開催

北九州「さわやか」が創立10周年をむかえ、2006年12月3日に10周年記念式典と祝賀会が開催されました。当日、全腎協からは金子常務理事が出席し、記念式典で「全腎協の通院送迎事業への取り組み」をテーマに講演を行いました。

「ほほえみがさき」自家用有償運送登録へ

2006年12月22日、「ほほえみがさき」は運営協議会での合意が整い、1月中旬の登録申請にむけての準備に入りました。しかしながら、協議過程は必ずしも順調だったとはいえ

ず、料金設定についてタクシー関係者とのやり取りに苦心された様子です。他の送迎実施団体の料金体系を運営協議会に提出し、3回目の協議で合意に達したとのことでした。

なお、今回「ほほえみがさき」の登録申請が受理されると、長崎県下初の自家用有償運送登録となります。

全国移動ネット&市民協 法改正シンポジウム 開催

1月14日、全国移動ネット・市民協共催による道路運送法改正シンポジウム（討論会）が都内で開かれ、全国から百名を超えるNPO等関係者が出席しました。運転者講習についての討論ではしばしば研修制度のあり方自体を疑問視する意見が挙がるなど、共通の悩みが改めて明らかになりました。

事務局
より

改正道路運送法 運転者の研修制度 について

● 運転者要件について

改正道路運送法では、福祉有償運送の運転ボランティアの要件が定められています。福祉有償運送の登録を行う事業所、および旧80条許可のいわゆる「みなし」事業所は、この要件を満たす必要があります。運転ボランティアには、（社）全国乗用自動車連合会 主催「ケアサービス従事者研修」または国が定める「認定講習※」の受講がもとめら

図1：セダン型車両の場合の運転手要件

第二種免許 (免許停止中 ではない)		+	セダン等 運転者講習	
第一種免許 (2年以内に免 許停止ない)	+	ケア輸送サービス従事者研修		
	+	福祉有償運送 運転者講習	+	セダン等 運転者講習

運転手の要件には3種類あり、上記のどれかに該当することがもとめられます。

※「福祉有償運送運転者講習」と「セダン等運転者講習」の二種類の講習があります。

れます。旧80条下ですでに運転者講習を修了された方でも、新たに何らかの講習を受講する必要があります。

● 「認定講習」について

「認定講習」には「福祉有償運送運転者講習」と「セダン等運転者講習」があります。どちらも国の認定実施団体が開催します。これまで講習を開催していた主だった団体の多くが、実施認定取得にむけて動いているもようです。例えば、すでに、東京ハンディキャブ連絡会や、関西STS連絡会が認定を受けたという情報があります。また、実施団体は官報や国交省のホームページに掲載される予定です。

さて、内容と料金ですが、内容については、標準カリキュラムが旧80条下ガイドラインで運営協議会が認めていた講習をもとにつくられているので、既存のガイドライン認定講習と大差ない内容となりそうです。料金も既存講習実施団体が引き続き開催するケースが多いので、これまでの講習の料金に近い料金が設定されるものと考えられます。一例として、関西STS連絡会の実施概要を掲載します。

図2：関西STS連絡会 実施概要

開催講習	福祉有償運送運転者講習およびセダン等運転者講習（同時開催）
所要時間	2日間連続（10：00～17：00）
費用	8,500円／1人 別途テキスト代1,000円

● 「代替講習」について

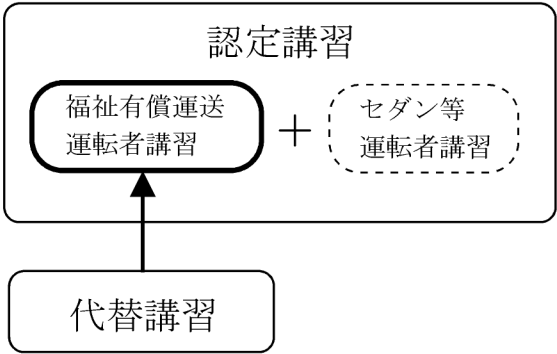
一方で、ガイドライン認定講習をすでに修了された運転ボランティアにとって、「認定講習」の受講は二度手間になる可能性があります。そのよう

な二度手間的な再受講を軽減するための「代替講習」が検討されています。

「代替講習」は、平成19年10月1日までに「認定講習」と同等の講習を受講したとみなされる方を対象に行われ、受講者は「代替講習」修了をもって「福祉有償運送運転者講習」修了とみなされます。なお、「代替講習」は「認定講習」実施団体が開催します。

「代替講習」はまだ検討中の案件のため、不確定な部分が多い状態です。しかしながら、講習内容から車両を用いての実技が外れるなど、内容・時間とも新たに「認定講習」を受講するよりも受講者負担の少ないものとなる見通しです。「はひと・なび」でも詳細が分かり次第お伝えしていきます。

図3：セダン型車両運転の方が「代替講習」受講の場合



送迎担当より 先月から、宮永より八木が編集を引き継ぎました。まだまだ勉強中の新米ですが、がんばりますので、どうぞよろしくお願いいたします。現在、「はひと・なび」ではみなさんのご意見ご感想、取り上げてほしいトピックスなどのご要望を募集しております。みなさんの声をいただき、今後の紙面作りに生かしたいと思います。ご意見お待ちしております！

第1回 全腎協「基本方針」

はじめに・「基本方針」とは？

こちらは通院送迎の基本情報を再確認しようという、新コーナーです。

今回は、「要介護透析患者の通院支援対策について」基本方針（以下「基本方針」）をとりあげます。

「基本方針」とは昨年10月の 第31回 通常総会で確認された、全腎協の通院送迎の考え方と支援内容をまとめたものです。では次に、考え方と支援内容を、それぞれみていきましょう。

全腎協の考え方

「基本方針」の全腎協の考え方を3つのポイント別にまとめてみました。

① 通院は公的に保障されるべき

ご存知のように通院送迎ではボランティア活動が活発ですが、本来、移動困難な患者への通院手段確保は、国や地方自治体の仕事のはずです。この考え方は、全腎協が国などに通院の公的保障をもとめる際の基盤になります。

② 通院送迎団体は2種類

全腎協では、通院送迎を行う事業所（患者会）を、道路運送法の福祉有償運送の登録をする／しない、の2つのタイプに分類しています。どちらのタイプにも助成などの支援を行います。

③ 通院対策の充実にむけて活動

全腎協は、通院送迎を行う団体を積極的に支援し、また国への政策提言などを行います。そのためにも、皆さん

の通院送迎に関する要望や、日々の活動などを今後とも全腎協へお寄せ下さい。

支援内容について（助成金）

全腎協の送迎実施団体への支援は、助成金や情報提供などが中心です。現在、助成金には下表の2種類があります。申請方法など詳細は『役員・事務局担当者のためのハンドブック06年版』74～77ページをご覧ください。なお、助成金については次のことに気をつけましょう。

- ・「通院介護支援事業助成金」は立ち上げ資金用なので、発足時1回のみの助成です。助成を受けた後は、全腎協や県組織などへの活動報告をお願いしています。
- ・「ボランティア運転講習会助成金」は「通院介護支援事業助成金」を受けた団体が対象です（それ以外の団体も受けられる場合があります）。また、申請は原則講習会終了後に行います。

	金額	回数
通院介護支援事業助成金	1事業所につき30万円まで	1回のみ
ボランティア運転講習会助成金	1人につき1万5千円まで	1事業所につき年間5名まで（注）

（注）複数回に分けて申請することもできます。

次回は…

運営協議会 ①